

大分市教育大綱

目次

はじめに	1
大綱策定の趣旨	2
対象期間	2
基本理念	2
基本方針	3
(基本方針1) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	
(基本方針2) 子どもたちの学びを支える教育環境の充実	
(基本方針3) 社会教育の推進と生涯学習の振興	
(基本方針4) 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	
(基本方針5) スポーツの振興	
(基本方針6) 人権を尊重する社会づくりの推進	
9つの目標	4
(目標1) 次代を担う人材育成	
(目標2) 学びのセーフティネットの構築	
(目標3) 質の高い学びを実現する教育環境の整備	
(目標4) 生涯学習支援体制や家庭教育支援の充実	
(目標5) 地域における子どもの健全育成の充実	
(目標6) 文化・芸術を生かしたまちづくり	
(目標7) スポーツを通じた地域活性化	
(目標8) 人権尊重を基盤とした教育活動の充実	
(目標9) 人権尊重社会の実現に向けた人権啓発の推進	
用語解説	8

はじめに

近年、我が国では、少子高齢化や人口減少社会の到来、グローバル化の進展、人工知能（AI）等の急速な技術革新など、社会経済情勢が大きく変化するなかで、労働力人口の減少、地域間格差の広がりなどが顕在化し、持続的な経済成長や社会保障制度の維持が困難になることなどが懸念されています。

こうした課題を克服するため、国は地方創生に向けた取組をはじめ各種施策を講じていますが、それを実効性あるものとするためには何より「ひとづくり」が重要です。産業振興や地域活性化に貢献できる人材、国際社会で活躍できる人材の育成など、教育に求められる役割はますます大きくなっており、基礎自治体においても教育のさらなる充実を図らなければなりません。

一方、教育の現場では、いじめや不登校、子どもの貧困問題をはじめ、総合的な放課後対策など、教育行政だけでは解決が困難な課題も生じており、市長部局と教育委員会がこれまで以上に認識を共有しながら対応していくことが必要です。

このようななか、本市では教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を定めた「大分市教育大綱」を2016（平成28）年2月に策定し、教育、学術及び文化の振興に関する施策を推進してまいりましたが、このたび本大綱が最終年度を迎えることから、教育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、2020（令和2）年度から5年間を対象期間とする新たな「大分市教育大綱」を総合教育会議で教育委員会と議論を重ね策定しました。

今後は本大綱に基づき、学校、家庭、地域と行政が一体となって、次代を担う子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を展開するとともに、学びの継続・学び直しを支援し、その成果を社会に生かしていく生涯学習社会の実現に向けた取組を教育委員会とともに進めてまいります。

また、2018（平成30）年開催の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭やラグビーワールドカップ2019日本大会の成果を次世代へ継承し、文化・芸術を生かしたまちづくりやスポーツを通じた地域活性化を図るとともに、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向け、市民一人ひとりの人権尊重の精神をはぐくむ教育・啓発を推進してまいります。

今後とも、豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむため、新しい時代に応じた施策を積極的に展開しながら、教育の総合的な推進を図ってまいります。

2020（令和2）年2月

大分市長 佐藤 樹一郎

大綱策定の趣旨

教育大綱は、2014（平成26）年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民の意向をより一層反映するとともに、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を地方公共団体の長が総合教育会議の場において教育委員会と協議して定めるものです。

本市における教育大綱については、「大分市総合計画」「大分市教育ビジョン」や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うなか、策定しました。

対象期間

本大綱の対象期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

基本理念

豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、生涯にわたって、主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、誰もがうるおいや生きる喜びを実感でき、ふるさとに誇りの持てるひとづくりを進めます。

基本方針

基本理念の実現に向け、教育行政を総合的に推進するための6つの基本方針を定めます。

基本方針 1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

基本方針 2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

時代の変化に対応し、子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携・協働を図りながら、教育環境の整備・充実に努めます。

基本方針 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実を図り、地域力の向上に努めます。

また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

基本方針 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成し、幅広い関連分野への活用に向けた文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

基本方針 5 スポーツの振興

市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

また、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進します。

基本方針 6 人権を尊重する社会づくりの推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向け、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を目指し、さまざまな人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむ教育・啓発の推進に努めます。

9つの目標

変化の激しい社会を力強く生き抜くため、大分市の子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよくはぐくみ、人権尊重を基盤とした教育活動を展開します。

また、教育施策を進める上で、福祉・保健、子育て、地域振興など、さまざまな分野との連携が求められていることから、市民にとって効果的な施策となるよう、これまで以上に市長部局と教育委員会が密接な連携を図りながら一体となって、主に9つの目標に基づき推進します。

基本方針 1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

目標 1 次代を担う人材育成

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど、確かな学力の定着・向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、教育内容・方法の一層の充実を図ります。
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などをはぐくむ教育の充実を図ります。
- 運動やスポーツへの興味・関心を高め、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成に努めます。
- わが国や郷土の歴史、伝統・文化に対する関心や理解を深めるとともに、言語や文化が異なる人々と主体的に協働しながら、進んで外国語や外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することができるグローバル人材の育成に努めます。
- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育^{*1}、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力をはぐくむ主権者教育、適切な意思決定や消費行動に結びつけることができる資質・能力を育成する消費者教育、持続可能な社会の構築を目指した環境教育の推進に努めます。
- ICT^{*2}の日常的な活用を通じ、情報手段の基本的な操作、プログラミング的思考、情報モラル等、子どもたちの情報活用能力の育成に努めます。
- 障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実努めます。
- 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育の推進に努めます。

9つの目標

基本方針 2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

目標 2 学びのセーフティネット^{※3}の構築

- いじめ、不登校、児童虐待など複雑多様化する課題に対応するため、子どもの理解に立った相談体制や組織的な支援体制を強化するとともに、未然防止、早期発見・早期対応を基本に、大分市学校問題解決支援チーム^{※4}や医療、福祉等の関係機関と連携・協力し、子どもへの指導及び支援の充実に努めます。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、学校現場において支援が必要な家庭の早期発見に努め、スクールソーシャルワーカー^{※5}による学校と福祉部門の円滑な接続を図るとともに、大分市子どもの生活実態調査^{※6}の結果を踏まえ、大分市子どもの貧困対策専門部会^{※7}を活用し市長部局と教育委員会がより一層の連携を深めるなか、子どもの貧困対策の推進に努めます。
- 発達障がいをはじめとする配慮を要する子どもへの相談支援体制の充実や、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援など、医療、保健、福祉等の関係機関との連携を図りながら、子どもたち一人ひとりが健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 日本語指導が必要な子どもに対する講師の派遣や保護者に対する通訳の派遣により、学校生活を支援するとともに、医療的ケアが必要な子どもに対する支援により、教育活動の確保や保護者の負担軽減を図るなど、関係課及び関係機関と連携しながら、支援体制の充実に努めます。

目標 3 質の高い学びを実現する教育環境の整備

- 児童生徒の学習及び生活の場である学校の安全確保と災害発生時には地域住民の避難場所としても重要な役割を担う学校施設の機能強化を図るため、市長部局と教育委員会が連携して子どもの学びを支える教育環境の充実に努めます。
- 通学路等の安全確保や子どもたちの生命に関わる犯罪の未然防止など、関係機関等と連携し、安全対策の充実に努めます。
- 大分市教育センターにおける教職員の実践的指導力の向上を図る研修の充実に努めるとともに、教職員一人ひとりの自発的・主体的な研修意欲に基づいた研修環境を充実させ、学び続ける大分市の教職員の支援に努めます。
- 多様化・複雑化する子どもの状況への対応に伴い、教職員の多忙化が課題となっていることから、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実に努めるなど、市長部局と教育委員会が共通理解を深めるなかで、学校における働き方改革を推進します。

9つの目標

基本方針 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

目標 4 生涯学習支援体制や家庭教育支援の充実

- 地区公民館、のつはる少年自然の家、エスペランサ・コレジオ^{※8}、関崎海星館等の社会教育施設の機能強化や大学等との連携によるサテライトキャンパスおおいた^{※9}のさらなる活用により、学びの継続・学び直しを支援し、社会を生き抜く上で必要な力を生涯にわたって身に付けられるよう、多様な課題に対応した質の高い学習機会の充実に努めるとともに、市民の幅広い学習ニーズに対応した支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人のニーズに応じた多様な学習機会の提供に努めるとともに、さまざまな課題に対応した教室・講座の充実を図ります。
- 子どもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭において、その教育力が低下していると指摘されるなか、家庭教育の担い手である保護者を支援するため、学習機会の充実を図るとともに、保護者同士の交流や地域ネットワークづくりを推進します。
- 子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動の推進を図るとともに、学校、市民図書館、こどもルームなどにおいて、読書に親しめるように配慮した環境づくりに努めます。

目標 5 地域における子どもの健全育成の充実

- 児童育成クラブや放課後子供教室等において、児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備し、安全・安心な居場所を確保することに努め、総合的な放課後児童対策を推進します。また、学校・家庭・地域と連携を図りながら、体験活動や登下校における見守り活動など、子どもの健全育成の充実に努めます。

基本方針 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

目標 6 文化・芸術を生かしたまちづくり

- 大友氏遺跡や府内城址を新たな魅力発信の拠点として効果的に活用するなど、歴史的文化遺産を生かした創造的で活力あるまちづくりを進めます。
- 大分市美術館と大分県立美術館などの関係機関や観光、福祉、国際交流などのさまざまな分野との連携を促進し、アートを生かしたまちづくりを進め、本市の魅力をPRします。

9つの目標

- 2018（平成30）年開催の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の成果を次世代へ継承し、文化・芸術活動のさらなる活性化を図るとともに、優れた文化・芸術に触れる機会や発表の場の提供を通して、文化・芸術の魅力あふれるまちづくりを進めます。

基本方針 5 スポーツの振興

目標 7 スポーツを通じた地域活性化

- 「する」「みる」「ささえる」の3つの視点をスポーツの関わり方の基本としてとらえた施策を幅広く展開し、市民の誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興に努めるとともに、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進します。
- 本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高め、地域の活性化を図ります。また、ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、各種競技の普及・拡大を図るとともに、スポーツへの興味・関心を喚起し、スポーツを通じた健康増進の意識を醸成します。

基本方針 6 人権を尊重する社会づくりの推進

目標 8 人権尊重を基盤とした教育活動の充実

- 学校教育において、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる」という人権尊重の精神をはぐくむとともに、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を目指した教育の一層の推進に努めます。
- 地区人権教育（尊重）推進協議会^{※10}等との連携を強化し、市民がより主体的に学習できる機会の提供に努めます。

目標 9 人権尊重社会の実現に向けた人権啓発の推進

- 人権尊重の理念を市民の日常生活に定着させるとともに、地域に住むさまざまな人々の相互理解を深めていくなど、啓発の充実に努めます。

用語解説

※1 キャリア教育

社会のなかで自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

※2 ICT

ICTとは“Information and Communication Technology”の略。情報通信技術（情報・通信に関連する技術一般の総称）のこと。

※3 学びのセーフティネット

家庭の経済状況等に左右されることなく、すべての子どもに学習できる機会を確保する仕組み。

※4 大分市学校問題解決支援チーム

専門的見地から指導助言等による適切かつ迅速な対応を行うことで、学校に対する保護者・地域からの相談・苦情等の解決が長期化・複雑化することを防止し、子どもたちの学びと育ちを保障する実践を進めるため、弁護士等により構成された組織。

※5 スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因するさまざまな課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員。

※6 大分市子どもの生活実態調査

子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、本市の課題や特性を踏まえた子どもの貧困に係る基礎資料とすることを目的として、2018（平成30）年度に実施した調査。

※7 大分市子どもの貧困対策専門部会

子どもの貧困対策につながる効果的な施策の検討を進めるため、貧困の子どもとその家庭にかかわりが大きい福祉保健部と教育部の関係課で構成する組織。

※8 エスペランサ・コレジオ

職業的専門的知識技能の習得及び一般教養の向上に意欲のある青少年等の学習活動の支援を行う社会教育施設。

※9 サテライトキャンパスおおいた

県内の大学、短期大学及び高等専門学校などを構成機関とする大学連携の統合組織「大分高等教育協議会」と、県民と留学生との交流などを促進している「NPO法人大学コンソーシアムおおいた」が運営するホルトホール大分内の施設。一般市民や社会人向けの公開講座、学生向けの教育講座などを実施している。

※10 地区人権教育（尊重）推進協議会

市内全域を網羅し、地域が主体となって、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、13地区公民館ごとに設立された組織。

大分市教育大綱

令和2年2月

編集・発行／大分市企画部企画課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 TEL 097-537-5603 FAX 097-534-6182



大分市教育大綱